## 平成 22 年分の所得税の還付に関する判定表

東日本大震災により、ご自身や扶養親族が所有する<u>住宅や家財などに被害を受けた方は、</u> 災害減免法又は雑損控除の適用により、平成 22 年分の源泉徴収された所得税や納付した所 得税の還付を受けられる場合があります。この判定表で還付の対象となるかどうかをご確認 ください。

次のいずれか(又は両方)に該当しますか?

災害減免法 雑損控除 住宅又は家財に受けた損害額が、その価額の 損失額が所得金額の10%を超えている、 2分の1以上、かつ、平成22年分の所得金 又は、災害関連支出が5万円を超えている 額が 1,000 万円以下 該当する 平成22年分の確定申告をしましたか? 確定申告をした 確定申告をしていない 確定申告で、 給与所得者の方(給与の支払を1か所から 受けていて年末調整済みの方)ですか? 所得税を納めることとなりましたか? 還付されることとなりましたか? (1)納めることとな 左の(1)、(2) (2) 還付される はい いいえ 以外 った(又は、源泉 こととなっ 徴収税額や予定 納税額があるが、 納める税金も還 付される税金も なかった) 所得税を源泉徴収されて 確定申告で、 いますか? 源泉徴収税額や予定納 税額のすべてが還付さ いいえ はい れていますか? いいえ はい 1 (3) (5) 税務署にお手続 所得税の還付 税務署にお手続 税務署にお手続 所得税の還付 き(更正の請求) 手続の対象にな き(確定申告)を 手続の対象にな き(確定申告)を をしていただくこ りません。 していただくこと りません。 していただくこと とで、所得税が還 で、所得税が還付 で、所得税が還付 付となります。 となります。 となる場合があり ます。

所得税の環付に関するお手続きについて、詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

方でも、平成23年分の所得税の軽減等を受けられる場合があります。

(注) 東日本大震災により住宅や家財などに被害を受けた方は、平成22年分の還付手続の対象とならない